

沖縄防衛局における普天間飛行場代替施設建設事業推進グループの設置に関する達を次のように定める。

平成27年4月20日

沖縄防衛局長 井上 一徳

沖縄防衛局における普天間飛行場代替施設建設事業推進グループの設置に関する達

(設置)

第1条 普天間飛行場代替施設建設事業を円滑かつ着実に推進するため、沖縄防衛局に、沖縄防衛局における普天間飛行場代替施設建設事業推進グループ(以下「推進グループ」という。)を置く。

(構成)

第2条 推進グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) グループ長 沖縄防衛局長
- (2) グループ長代理 沖縄防衛局次長
- (3) 普天間飛行場代替施設建設事業作業チーム(以下「作業チーム」という。)

(運営)

第3条 グループ長は、推進グループの事務を総理する。

- 2 グループ長代理は、グループ長を助け、グループ長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 作業チームは、普天間飛行場代替施設建設事業の推進のために必要な作業を行う。

(作業チーム)

第4条 作業チームに、総括班、企画・工事班及び調整班(以下「各班」という。)を置き、各班長は以下のとおりとする。

- (1) 総括班長 沖縄防衛局次長
 - (2) 企画・工事班長 調達部長
 - (3) 調整班長 企画部長
- 2 総括班長は、グループ長の指揮監督を受け、作業チームの事務を掌理する。
 - 3 総括班に、総括副班長を置き、調達部長をもって充てる。
 - 4 総括副班長は、総括班長を助け、総括班長が不在のときは、その職務を代行する。
 - 5 総括班は、作業チームの事務の総括を行う。
 - 6 企画・工事班は、普天間飛行場代替施設建設事業の推進に関する法令及び制度上の検討並びに建設工事の調整を行う。
 - 7 企画・工事班に本局担当及び現場担当を置き、本局担当においては企画・工事班の総括整理を行い、現場担当においては現場調整を行う。
 - 8 調整班は、関係地方公共団体及び地域住民等との調整並びに在日米軍との調整を行う。
 - 9 調整班に本局担当及び事務所担当を置き、本局担当においては調整班の総括整理を行い、事務所担当においては地元調整を行う。
 - 10 各班員は、各班長及び総括班長が指名する職員をもって構成する。

1 1 各班長は、当該班の作業を掌理する。

(関係部課の協力)

第5条 総括班長は、作業チームにおける作業のために必要があると認めるときは、関係部課に対し、関係者の作業チームへの参加、資料の提出その他の協力を求めることができる。

2 前項の規定による求めがあったときは、関係部課は、その求めに応じるものとする。

(庶務)

第6条 推進グループの庶務は、企画部地方調整課の協力を得て、調達部調達計画課において処理する。

(委任規定)

第7条 この達に定めるもののほか、推進グループの運営に関し必要な細部事項は沖縄防衛局次長が定める。

附 則

この達は、平成27年4月20日から施行する。